



## 6月1日から西中洲・春吉地区を 自転車放置禁止区域に指定します！

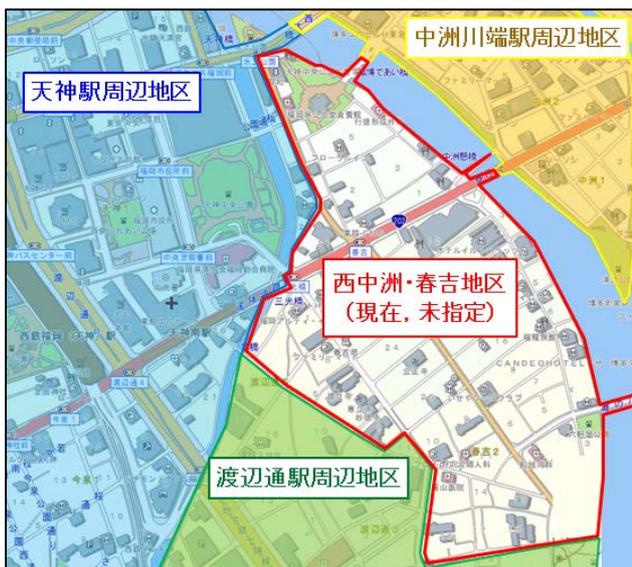
西中洲・春吉地区では、近年、放置自転車が增加し、車や歩行者の通行の妨げになるだけでなく、防災活動や都市景観上も大きな課題となっています。

このため、下記のとおり、天神駅周辺地区の自転車放置禁止区域の一部と、西中洲・春吉地区を併せて、新たに「地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域」として指定することとしましたのでお知らせします。

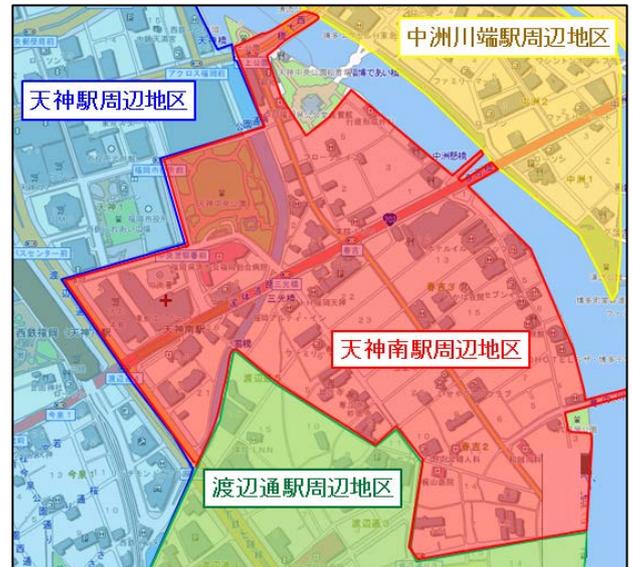
### 記

1. 区域名称 地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域
2. 指定年月日 平成 29年6月 1 日（木）
3. 区域図 別紙参照

【指定前】



【指定後】



【問い合わせ先】

中央区役所道路適正利用推進課  
道路下水道局自転車課

電話 092-718-1087  
電話 092-711-4442

別紙 地下鉄天神南駅周辺地区自転車放置禁止区域

■ 新規指定区域  
▤ 天神駅周辺地区から天神南駅  
周辺地区への変更区域

